

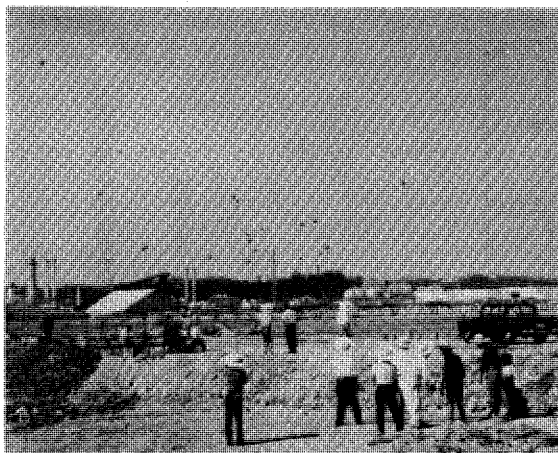
現在の542床から1,000床にふえる予定である。

27年より開設していた横浜市産院は老朽したので、新しく予算総額1億1千万円で、39年に改築工事に着工し、40年3月に完成、横浜市愛児センターと改称し、40年5月から事業を再開している。産科ベット30床、新生児ベット30床をもつ近代的な産院である。

④——公害から市民をまもる

〈横浜の公害防止原則〉——今日、大都市の生活環境は、工場の煙突から吐き出されるばい煙や亜硫酸ガス、工場や家庭からの廃水、こうした大気汚染や水汚染、さらに騒音や振動、悪臭、さてまた自動車から出される排気ガスなど、多くの公害の恐威をうけている。

横浜における公害の特徴は一口にいえば工場公害ということになる。臨海部に集中した石油化学、製鉄、薬品、機械工業などの大小工場のばい煙や、廃水、騒音などが直接に、または累積して市民に被害を及ぼしている。もっとも浴場や事務所、一般家庭から排出されるばい煙や廃水も無規してはならない。最近数年間、全国各地で公害問題で企業と住民とが争うといった事態がみられる。企業が公害を発生させながら企業活動をするのは許されないことである。というよりは、大都市においては、企業が自己の負担で、煙突に集じん装置をつけ、燃焼施設に脱硫装置をつけ、廃水処理施設などを整備して公害を排除する態勢をとっていくことが、すでに、企業の生産活動を高め、繁栄していくための基本条件になってきたといえることができよう。企業と市民とが共存していく条件が積極的に作りだされていか



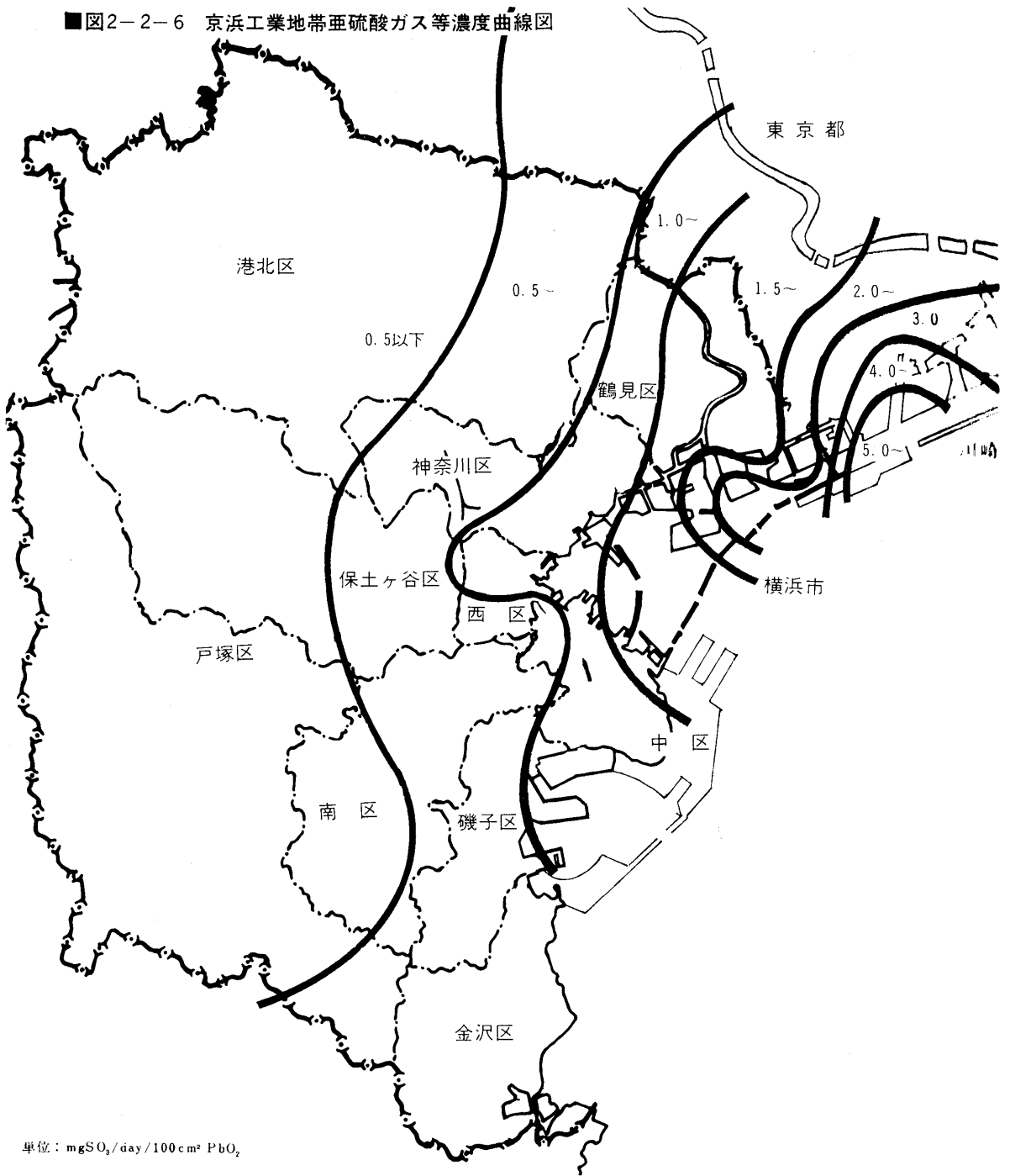
磯子埋立地で気流観測

ねばならない。

39年12月、市に公害センターが設置され、横浜における公害対策がはっきりとした目標をもってすすみはじめた。それは市と市民が手をつないで、企業と協議して公害対策をすすめていこうということであった。市と市民と企業が話しあって、公害発生源に最大限に可能な防除装置を取りつけ、生活環境をまもっていく。それは大都市における市民と企業との新しい共存策である。しかし、その場合にも、公害対策のイニシアチブはあくまで市と市民がもっていなければならない。このような公害対策のすすめ方を「横浜方式」ということができる。

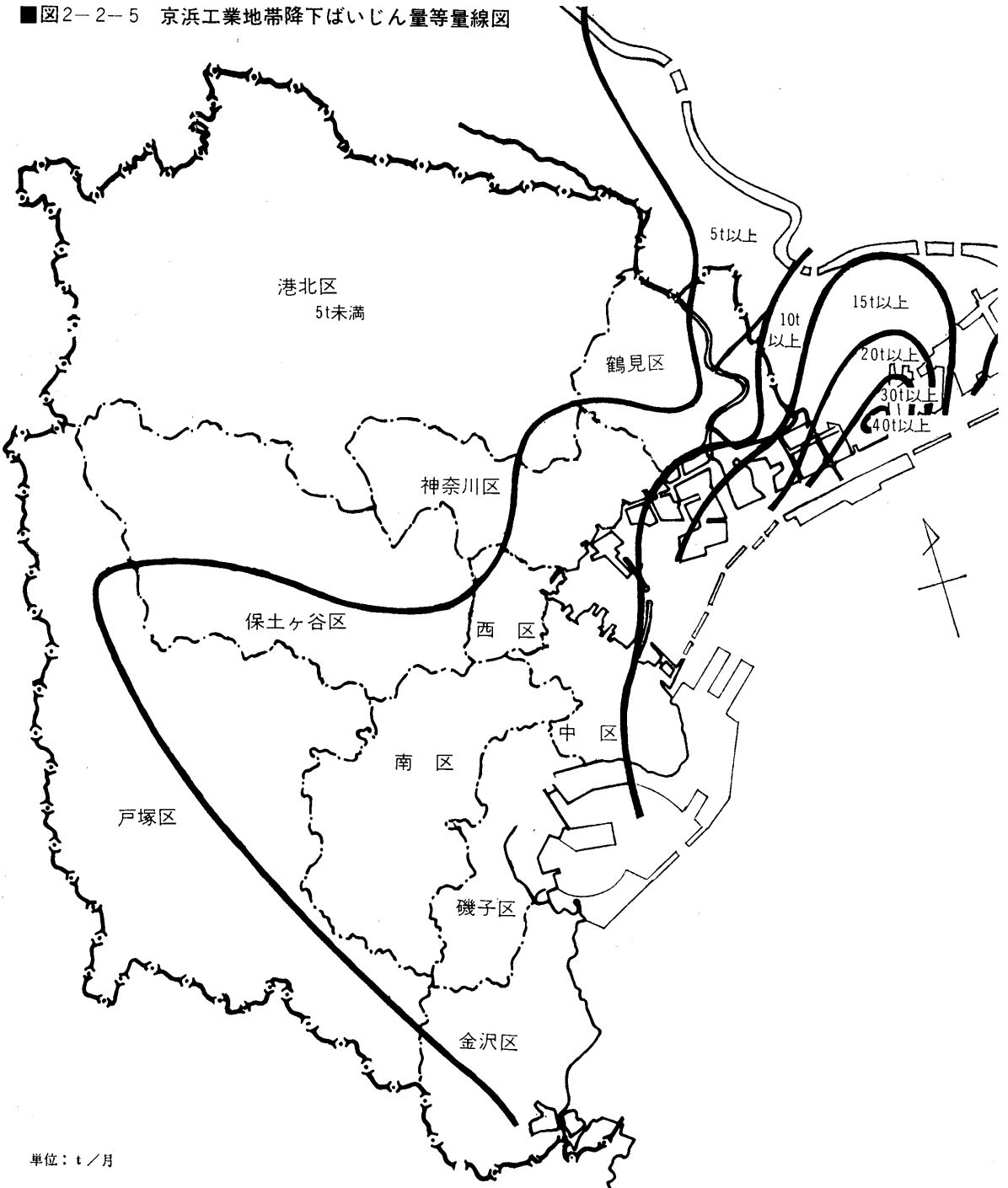
〈公害の現状〉——ここで横浜の公害の現状をみておこう。まず降下バイジン量をみると、40年1月から12月までに、年間平均値では工業地域の最高は18.3トン（1カ月1平方キロメートル当りのトン数）、最低は9.0トン、商住地域では最高8.4トン、最低4.8トンとなっており、全般的には工場の燃料転換や、集塵器の設置などにより漸減の傾向にあ

■ 図2-2-6 京浜工業地帯亜硫酸ガス等濃度曲線図



単位：mgSO₂/day/100cm²PbO₂

■ 図2-2-5 京浜工業地帯降下ばいじん量等量線図



単位：t/月

る。とくに不溶解性の灰分の減少が目立っている。これを地域的にみると、図2-2-7のごとく川崎、鶴見の既成工業地域を中心に周辺に広がってきていることがわかる。

他方ばい塵とことなり、人体に有害な亜硫酸ガスは全体して漸増の傾向にある。39年の測定成績では最高値は味の素横浜工場の8月における3.77mg（二酸化鉛法）であった。この付近は重油専焼の火力発電所、石油精製工場、化学工場などが集まっているためと考えられている。最低は長津田の0.09mgであった。平均値では工業地域の1.88mg、準工業地域1.68mgであるが、商住地域でも1mgを越えているところが5カ所ある。いずれも鶴見・神奈川の既成工業地帯に隣接した地点で、風向きによって直接亜硫酸ガスが流れ込む地域である。

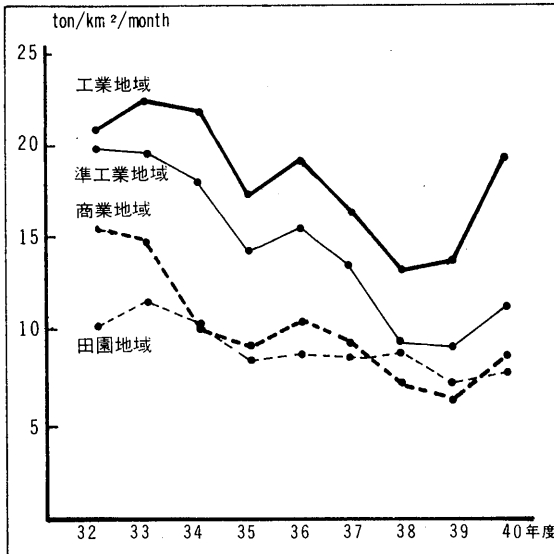
39年4月から根岸湾埋立地で日本石油精製(株)が日産11万バレルで稼働を開始しているが、測定点で

の成績をみると、この付近でも川崎、鶴見方面からのガスの影響が大きいことが認められている。

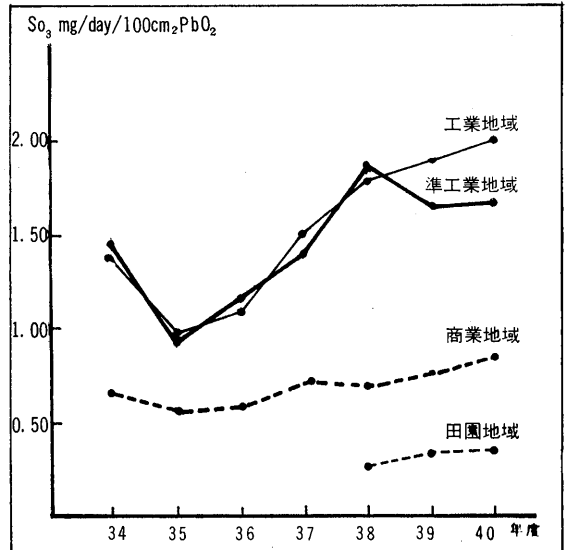
最近、京浜地帯で広域的な悪臭騒ぎがひん発している。臭いの種類にはニンニクの臭いとか玉ねぎの腐敗臭、塩素臭など数多くあるが、臭気原因には二つの型がある。一つは製造工程より発生するもの、もう一つは事故等により生ずるものである。39年6月、とくに被害の多い鶴見・神奈川地区の小学校6年生4,852人を対象に父兄の協力を得て悪臭の意識調査を実施した。その結果では図2-2-8のごとく、国鉄線の南側にひどい。この地域の風向などを科学的に検討してみて、石油系工場、化学薬品工場、飼料工場などが多い鶴見・神奈川の臨海工業地帯、もしくは海上に発生源があるとみられている。

公害には以上のほか、騒音、振動、汚水、あるいは自動車の排気ガスなどがあり、その原因としては浴場、ビル、家庭などから排出される石炭廃煙や自動

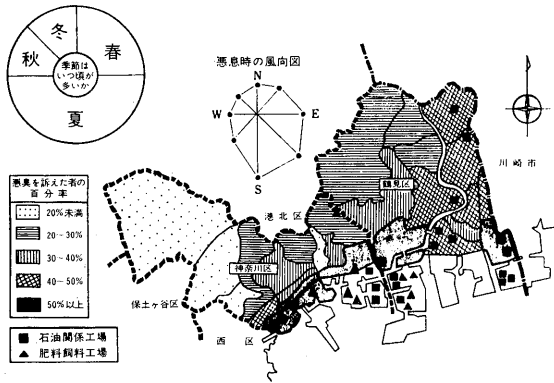
■ 図2-2-7 (1) 降下バイジン量の推移



■ 図2-2-7 (2) 亜硫酸ガス量の推移



■図2-2-8 悪臭多発地区（40区5月騒音区、神奈川区のアンケート調査から）



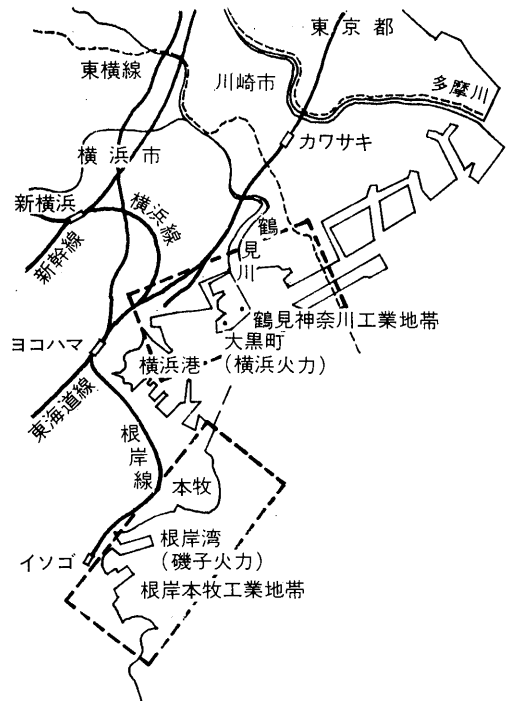
車の排気ガスなど都市の慢性的な汚染によるものと、工業地帯からの廃ガス、廃水などによる急性的なものがある。しかしさきにもたように、横浜の公害の特徴は、第1に既成工業地帯からの工場公害であるといえよう。さらに全般として生活環境が亜硫酸ガス等によって悪化しつつあることは非常に危険なことだといえる。

〈市民と手をむすぶ公害対策〉——横浜におけるとくに重要な公害問題としては、最近数年間、日石根岸精油所の建設など大企業の設備投資にからむ問題がおこっている。この日石精製根岸製油所のほか、東京ガス根岸工場の建設、電発の火力発電所建設、さらに大黒町の東電横浜火力発電所の発電機増設問題などがある。

このうち問題解決の中心となっている電発についてみると、東電側から39年2月根岸湾埋立地の東電用地を電発の26万5千ワット石炭専焼火力発電所建設のため使用させたいということから問題がおこった。横浜市ではこの申入れを検討する一方、野口雄一郎教授ほか学者グループへ調査を依頼し、同

年7月「根岸・本牧工業地域の公害対策についての提言」を得、それをもとに根岸本牧両地点での気流観察を地元气象台と気象協会に依頼して行なった。さらに電発側では長崎の三菱重工流体実験所へ風洞実験を依頼し、それらのデータをそろえて再交渉に入った。その結果、条件としては、(1)ばい塵の排出量はばい塵規制法に定める基準（零度1気圧換算1m³当り1.2g）の2分の1以下、(2)亜硫酸ガスは法定基準の4分の1の500ppm以下、(3)煙突高120メートル、吐出速度130°C、砂速30メートル、(4)燃料は良質炭と重油、その他の項目を付し、また本来なら立入り権のない対象施設である発電所に立入り権を認めさせ、代執行に相当する処置を市がとりうる

■図2-2-9 横浜港周辺の工業地帯



より条件が課された内容で、39年12月電発火力発電所建設については話し合いがついた。

さらに、東電については電発に使用させた部分を除いた用地に将来重油専焼の南横浜火力を建設するときには、事前に市に協議することを申し入れ、事前承認権を確認する協定を結んだ。

つづいて東電横浜火力の発電機増設問題については、東電側でも既設5本の煙突を全廃し、150メートルと130メートルの高煙突2本を新設し排ガスをこれに集中するプランをたて、公害防止への積極的な意向をしめした。その後風洞実験などのデータをそろえたり、交渉を重ねた結果、8月、市は東電に6項目の条件を提示し、東電がこれを受け入れ増設問題の話し合いはついた。6項目の内容は電発の場合とほぼ同じであるが、とくに重要なことは、東電側は公害防止の技術開発を研究するとともに、将来亜硫酸ガスを排除する装置が開発されたときはそれを

とりつけるなど公害防止の措置をとることが規定されていることである。

これよりさき、日石精製問題については39年12月、東京ガス根岸工場建設については40年5月に、同じように公害防止の措置をとることを定めて問題は解決している。鶴見の日本鋼管の赤い煙も39年5月には企業側の努力により消えた。

こんご新しい問題はあるとしても、市民の生活環境をまもるうえで現状としては最良の条件で問題解決できた背後には、中区・磯子区環境衛生保全協議会などを中心とした地元住民の市公害対策へのバックアップがあった。これらの市民組織は、35年ごろから公害防止運動をつづけ、国県市そして企業へ組織的な働きかけを行ないつづけていた。この市民の側からの強い運動を背景に市と企業との交渉が進められたのだった。さらに企業側でも巨額な出費をおして譲歩し、地元の要望に応じてくれたことにもよっ

■表2-2-6 公害苦情種別・年次別処理状況

種 別	36年6月～12月		37年1月～12月			38年1月～12月			39年1月～12月			40年1月～12月			備 考
	発生 件数	解決 件数	処理件数		解決 件数	処理件数		解決 件数	処理件数		解決 件数	処理件数		解決 件数	
			発生 件数	繰越分		発生 件数	繰越分		発生 件数	繰越分		発生 件数	繰越分		
騒 音	48	16	45	32	28	56	50	18	130	88	42	99	176	101	
振 動	9	2	6	7	4	9	9	3	16	15	1	2	30	6	
廃 液	14	6	6	8	6	3	9	2	5	10	2	10	13	10	
ばい煙	16	10	22	6	10	40	17	19	29	38	12	38	55	40	
ガ ス	—	—	4	—	1	4	3	1	6	6	2	1	10	2	
粉じん	14	7	5	7	2	13	10	3	18	20	6	23	32	18	
悪 臭	26	17	28	9	18	17	19	7	46	29	23	41	52	39	
その他	1	—	5	1	4	—	2	—	—	2	—	4	2	3	
計	128	58	121	70	73	142	119	53	250	208	88	218	370	219	
			191			261			458			588			

ている。すなわち公害問題を単なる争いによってではなく、お互に理解し合い、企業と市民とが互いに共存できる方式を探っていく、それが問題解決のポイントであった。

〈自動車排気ガス対策にとりくむ〉——まず市民から出た公害の苦情と、苦情処理の状況をみれば表2-2-6のごとく苦情件数は36年から急にふえている。それは横浜への工業と人口の集積とともに、根岸湾などにおける新しい工業立地を契機に公害に対する社会不安が一般化し、それまで潜在化していた問題が一挙に表面化したためとみられる。苦情件数がふえたが、他方解決件数も並んでふえている。公害問題の解決には、まず問題の発生源を追求しその原因を掴み、つぎに科学的調査に基づき解決のための対策を講じることである。そこで38年度から中小企業公害除去設備資金助成要綱を定め、公害を発生している中小企業に対し除外施設設置のため、経費総額の35%、最高額50万円を限度として助成することにした。助成の状況は表2-2-7のとおりであり、公害問題解決への重要な足がかりとなっている。

しかし、わが国の公害行政そのものがスタートしたばかりであり、未整備な法体制、不十分な権限と財政のなかで公害問題を解決していきことは非常に困難なことである。とくに既成工業地帯の公害対策については、これからの問題であるということができ

表2-2-7 中小企業への公害除去施設設備資金助成の状況

38年度	騒音5件	大気汚染4件	排液4件	計13件	192万円
39年度	0	6	1	7	196
40年度	8	1	1	10	288

38年度より中小企業公害除去設備資金助成要綱を定め、公害を発生している中小企業に対し除外施設設置のため、経費総額の35%、最高額50万円を限度として助成。



排気ガス浄化装置取付車

る。公害問題解決のためには、なにより国全体の公害行政が確立されることと同時に、都市計画その他の行政全体のなかで公害対策がとりくまれる必要がある。

自動車の排気ガスには一酸化炭素、アルデヒド、発ガン性炭化水素など種々の有害物質を排出する。その対策として34年から桜木町駅前など交通量の多い場所で排気ガス調査を実施してきたが、41年度から自動車に有害ガスを除く浄化装置をつける実験をはじめた。まず41年5月より市の車28台に各メーカーの排気ガス浄化装置をとりつけ、その効果を実験するとともに、10月から市民の車への取り付けをすすめていくことになった。そのための助成制度としては、浄化装置取り付け費の30%、最高額5千円を1機について補助している。全国でもはじめての試みである。

つぎに悪臭防止対策として、41年7月一杯を悪臭公

害防止運動を実施し、企業側へ呼びかけると同時に前記悪臭調査にもとづき悪臭発生の恐れのある企業約20工場の立入り検査を行なった。さらに県内各市へ呼びかけ神奈川県公害関係市対策協議会結成をすすめる、広域的な横の連絡をつけようとしている。また7月12日には市政モニター、学識経験者、公害センター職員をふくむ悪臭パトロールが市内工業地域を調査した。

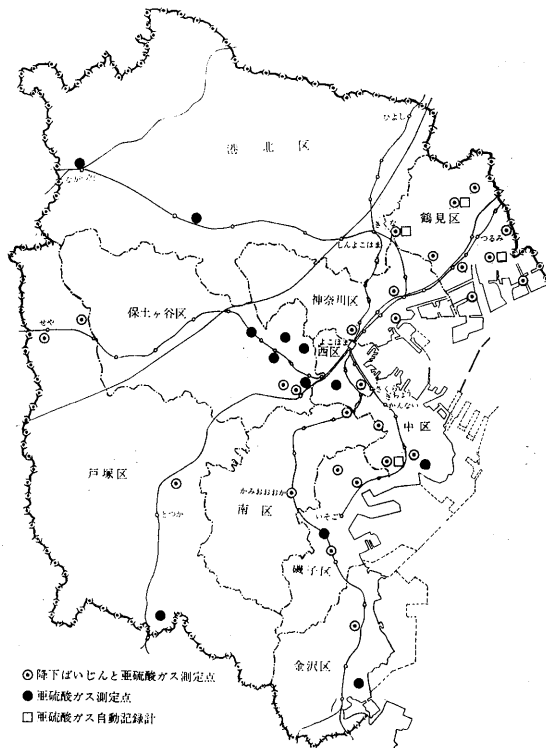
〈公害防止体制の充実〉——昭和39年4月公害衛生課のなかに公害係が生まれ、職員は2名から4名にふえた。同年末までに7名にふえ、38年12月には横浜市公害センターとして独立した。現在は所長以下13名の職員と市内11の保健所の公害担当職員59名（兼務）が、横浜の公害防止のためにとり組んでいる。

その主な仕事は保健所を主たる窓口とする苦情処理と公害予防をふくめた行政指導、法令、条例にもとづく事務、市衛生研究所の協力を得て行なう大気汚染などの基礎調査などがある。そのうちでもっとも大きな比重を占めるのがさきにもた公害に関する苦情の解決である。

とくに公害問題を解決するためには、科学的な調査と迅速な処理を必要とする。そのため公害センターには各種測定器具や公害調査車をおき、また各保健所には騒音計を1台ずつ備えている。

このほか、大気中のバイジンと亜硫酸ガスについては市内26カ所にバイジン計、と35カ所の二酸化鉛法による測定器を配置し、常時調査している。さらに39年には亜硫酸ガス自動記録計4台を購入し、中区加曾台ほか4カ所に配置し、毎時間ごとの量を測

■図2-2-10 降下ばいじんと亜硫酸ガス測定網



ている。これは亜硫酸ガスの濃度を把握することによって、バイ煙の排出の規制等に関する法律にもとづくスモッグ警報を発令するためである。この自動記録計はこのほか県の管理するものが2台あり、川崎の3カ所の測定点とあわせて大気汚染測定網を構成する。

公害防止体制としてはさらに、35年12月以来市長の諮問機関としてあった公害対策委員会を、39年6月条例化し「横浜市公害対策協議会」と名称を変え充実をはかった。構成は学識経験者4名、市民代表16名、市議員5名、工場代表5名となっている。またそれと同時に、市各局を結ぶ市公害対策連絡会議を強化して市庁内の体制をかためた。